

## マルチ商法 ではないか？



**Q** 友人からニュービジネスの会員になるよう勧められています。「30万円支払って会員になり商品を販売すればやる気次第でいくらでも稼げる、50万円も夢ではない」とのこと。また、このビジネスに参加する人を紹介すると紹介料がもらえるとも言われました。マルチ商法ではなくニュービジネスだと言われましたが、問題ないでしょうか。

**A** 組織に入って人を紹介すると利益が得られると誘い、組織に入るために何らかの金銭的負担がある取り引きと思われるので特定商取引法の規制がかかる連鎖販売取引(いわゆるマルチ商法)と考えられます。この取り引きは大変複雑で簡単には理解できないことも多く、そのためトラブルも多発しています。

### 規制について(罰則あり)

勧誘の前に「いいアルバイト」があるなどと勧誘が目的であることを明らかにしないのは禁止です。勧誘目的であることを告げずに自由に入出りできない場所に誘いこんで勧誘したり、誤った情報を伝えたり、相手を困らせたり、利益が確実だと言って契約させることは禁止されています。インターネットなどでの広告も同様の規制があります。また、契約をする前に取り引きについて内容を記した書面を、契約時には契約書面を渡す必要があるなど多くの規制があります。

### 契約をやめたい場合

クーリングオフ(無条件で契約がなかったことにできる制度)は20日間。中途解約(退会)はいつでもできます。条件がありますが、購入商品の解約もできます。トラブルになったときクレジットの支払いを一時ストップすることも可能です。また、説明がうそだったり無理やり契約させられた場合は契約の取り消しを申し出ることができます。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

## 買い物で 社会を変える



一人ひとりが環境のことを考えて買い物をするようになれば、やがては事業活動や社会の仕組みを環境に配慮した方向へと変えていくことにつながります。例えばこのごろ、洗剤やシャンプーなどの「詰め替え商品」が増えた気がしませんか？容器ごと買い換えることの無駄に気付いた消費者の行動が、市場に影響を与え、社会を環境に優しい方向へと導いた一つの具体例です。一人ひとりにできることは限られていても、それが積み重なることで環境を変える大きな力になります。「自分一人がやっても……」とあきらめるのではなく、普段から買い物の際には次のようなことを気に留めておくことが大切です。

- ◆買い物にはバッグを持参し、レジ袋はもらわない
  - ◆包装はできるだけ少ないものを選ぶ
  - ◆再生品や再使用できる商品を選んで買う
  - ◆資源やエネルギーを浪費しない製品を選んで買う
  - ◆長く使えるものを選んで買う
- ※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。

## 消防・防災・防犯 暮らしの安全 知 得 情 報

## 金融機関などにかかわる犯罪を 未然に防止しましょう

これから年末にかけて銀行、郵便局、コンビニエンスストアなどを対象とした事件の発生が予想されます。

警察では、事業所などへの立ち寄り、指導やパトロール活動を強化して事件の未然防止を図っていますが、金融機関などを利用する場合は、ひったくりなどの被害に遭わないようにするために、次の点を確認しましょう。

### 〈利用者の防犯チェックポイント〉

#### ◆ATMを利用するときには、他人からのぞかれていますか かに注意していますか

不審人物や、小型カメラなどの不審物がないか確認しましょう。誰かがあなたの暗証番号を見ているかもしれません。

#### ◆現金を下ろすとき、周囲に注意していますか

突然声を掛ける、目の前に小銭をばらまくなどにより、一瞬のすきをつき手元の現金を奪う手口に注意しましょう。

#### ◆店舗を出るとき、周囲に注意していますか

犯人はあなたのすきを狙っています。現金を下ろした後に、ひったくりの被害に遭うケースも発生していますので、周りに不審な人がいないか注意しましょう。

#### ◆不審者がいたら職員に連絡をしていますか

ATMコーナーをうろろろしていたり、店から出て来る人の様子を伺っていたり不審な行動を取る人がいたら、被害を未然に防ぐためにも、すぐにお店の人に連絡しましょう。



※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。